

## 安倍晋三元首相の「国葬」に反対する声明

2022年9月1日

全国民主主義教育研究会・常任委員会

本年7月22日、岸田内閣は安倍晋三元首相の「国葬」を、9月27日に行なうことを閣議決定した。全国民主主義教育研究会は「平和で民主的な社会の主権者を育成する」研究団体として、学校への影響に関連して以下に述べる理由で「国葬」に反対する。

### 1 「国葬」は「教育の政治的中立」を損なう

安倍元首相の葬儀に半旗を掲げたり、記帳台や献花台を設置する地方自治体があった。山口県教育委員会や東京都教育委員会などは、半旗掲揚を公立高校に通知した。政府は「国葬」にあたり、「国民に対し弔意の表明や黙祷等を求めない」としているが、地方教育委員会や校長による生徒への弔意や黙祷の強制は起こらないだろうか。こうした強制は、安倍内閣の業績を評価するという考えを、子ども・保護者・教職員に教える効果があるので、安倍元首相の「国葬」が「教育の政治的中立」を損なう可能性が高い。

### 2 法的な根拠がない

明治憲法下では、1926年に定めた「国葬令」に基づき、山本五十六らの「国葬」が行なわれて軍国主義を賛美する効果を持った。この勅令は日本国憲法の施行と同時に失効し現在、「国葬」に関する法律は存在しない。岸田内閣は「国葬」の法的根拠に、内閣府設置法第4条3項33号「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」をあげるが、この法律は内閣が儀式や行事に関わることを定めたもので、「国葬」の実体を定めたものではない。内閣が「国葬」を行なうならば、その基準や内容を示す法的な根拠が必要である。

### 3 憲法の理念と財政民主主義に反する

岸田内閣は「国葬」の理由を、安倍元首相は「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政や外交で大きな業績を残した」ことをあげた。しかし、教育基本法の改定、特定秘密保護法や「安保法制」などの制定、森友・加計学園事件や桜を見る会への疑惑の未解明などを理由に、安倍内閣を評価しない大きな世論が存在する。そもそも弔意は個人の自発的な意思によって行なうものである。そのため明確な基準のない「国葬」には、「思想及び良心の自由」（日本国憲法第19条）を侵害する恐れがあって、この実施に反対する世論が大きい現状である。さらに、「国葬」に国費を支出するが、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする」（日本国憲法第85条）とあるように、国会の議論を行わずに自然災害などの不足な事態に備えるための予備費から支出することは、財政民主主義に反するといわざるをえない。